

## 新潟医療福祉大学図書館資料選定基準

2023年9月27日

図書館・学習支援委員会制定

1. 「新潟医療福祉大学図書館収書方針」（以下「方針」という。）に基づき、選定する資料の基準を以下のとおり定める。なお、本基準は図書館予算で購入もしくは図書館を配架場所とする資料（以下「資料」という）を対象とする。
2. 資料の選定には、紙媒体以外の媒体も含むものとする。ただし、電子書籍については、学生、教職員が利用可能で資産登録が可能な買い取り型のものを収集対象とする。また利用者の利便性、保存場所を勘案し、電子媒体の受入れを積極的に検討する。
3. 図書館はおもに以下の内容の資料を収集する。
  - (1) 学生用資料
    - ・ 授業に関する資料
    - ・ 本学の学問分野に関する基本資料
    - ・ 留学生の日本理解に資する資料、学生の海外留学・語学学習に関する資料
    - ・ 資格取得・就職活動・キャリア教育に関する資料
    - ・ 実習や、ボランティア、レクリエーションなど学生の課外活動に関する資料
  - (2) 研究・教育用資料
    - ・ 本学関連の専門分野の研究に関する資料
    - ・ 教員が授業や学生指導を行ううえで必要とする資料  
ただし教員個人の研究活動・調査に必要な資料については対象としない。
  - (3) 逐次刊行物
    - ・ 学部・専攻分野に関連する研究、教育、学修を支援する内容の逐次刊行物
    - ・ 学術雑誌、専門誌、一部学習誌は製本など長期保存に適した管理をする。一般誌・新聞などは保存期間を定めて収集する。
    - ・ 選定にあたっては図書館・学習支援委員会（以下「委員会」という）が決定する。
    - ・ 電子ジャーナルでの契約を可能な限り優先する。
    - ・ 受入れしている雑誌については、学内での利用状況などの評価、見直しを定期的に行う。
  - (4) 参考資料
    - ・ 学部・専攻分野に関連する研究、教育、学修を支援する内容の辞典・事典、白書、統計類

(5) 大学関連資料

- ・ 本学が刊行した出版物、また本学に関連する資料
- ・ 本学学生、教職員、卒業生の著作物
- ・ 本学学位論文

(6) 図書館で重点的に収集しているコレクション

- ・ 水俣病・新潟水俣病に関する資料
- ・ がん闘病記に関する資料

(7) 郷土関係資料

- ・ 新潟県の歴史地理・産業・医療・観光・統計に関する資料
- ・ 新潟県および県内市町村で刊行された出版物

(8) 一般教養資料

- ・ 学生の人間性・創造性・社会性の向上に資する資料
- ・ 文学賞受賞作など、学生の知的好奇心を喚起すると認められる単行本、文庫、新書などの資料
- ・ 本学に関連すると認められる写真集・美術書、料理本などの実用書

(9) そのほか大学図書館の蔵書構成、運営のうえで必要と認められる資料

4. 委員会委員、図書館職員は以下の分担で図書館資料を選定する。

- (1) 委員会は会計年度ごとに学科図書費予算を学科別に配分し、委員会委員は所属学科・専攻分野に関連する学習用資料、研究・教育用資料の選定を計画的に行う。また、年度ごとに逐次刊行物の購読更新や新規購読について審議し、図書館長が決定する。
- (2) 図書館職員は利用状況や本学の教育課程・研究動向に沿って、本基準3に関する資料を選定する。
- (3) 学生は逐次刊行物以外の資料のリクエスト制度を利用することができる。受入れについては図書館職員が方針と本基準に基づき決定する。必要な場合は委員会で審議し、図書館長が決定する。
- (4) 教職員は図書館に配架する逐次刊行物以外の資料を推薦することができる。受入れについては図書館職員が方針と本基準に基づき決定する。必要な場合は委員会で審議し、図書館長が決定する。
- (5) 逐次刊行物の新規購読希望については、所属学科の委員会委員が年度ごとに学科の要望をとりまとめ委員会へ諮る。  
原則として特定の業務目的や、教員個人の研究活動・調査に必要な資料については対象としない。

5. 資料の選定にあたって、学説・見解・主義の相違がある主題についてはそれぞれの観

点に立つ資料を偏りなく公平に収集する。

6. 資料の重複受入れについては、利用頻度や学科の要望により受入れを認めることがあるが、利用価値が失われたと認められた場合は「新潟医療福祉大学図書館資料除籍規程」に基づき、保存用以外の資料は除籍の対象とする。
7. 下記の事項に該当する資料は原則収集せず、必要な場合は委員会において審議し、図書館長が決定する。
  - (1) 政党・政治団体、宗教団体、企業の宣伝・勧誘などを目的とした資料
  - (2) ハウ・ツー本など一般向けの実用書
  - (3) 情報の信頼性や学術的根拠に乏しいと認められる資料
  - (4) 本基準3に該当しない娯楽・趣味に関する資料
8. 本基準に定めるもののほか、必要な場合は、委員会の議を経て図書館長が決定する。

以上